

第 1 1 回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月21日(月) 午前10時00分から午前11時42分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 2人
細井秀男推進委員、木野内佳代子推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願いの件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 若林俊彦、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
○議長 ただ今から、平成30年度第11回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長 それでは、1番 琴寄成人 委員、2番 刀川正己 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の堀主幹と岡局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。
4月18日(水)、第6回壬生町庁舎建設委員会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
4月27日(金)、壬生町認定農業者協議会定期総会が役場正庁において開催され、早乙女誠職務代理が出席いたしました。
5月14日(月)、第7回壬生町庁舎建設委員会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
5月15日(火)、農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場ひばり館A及び現地において開催され、大橋好一農業委員、中川久枝農業委員、大久保幸雄農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

5月2日(水)締切の時点で、農地法第3条の規定による許可申請は13件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人_____ (宇都宮市)、

譲受人_____ 氏 (下表町)

土地の表示 大字壬生乙 田 1筆 49㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第2項：譲渡人_____ 氏 (宇都宮市)、譲受人_____ 氏 (通町)

土地の表示 大字羽生田 畑 合計9筆 6,896㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第3項：譲渡人_____ (下町)、譲受人_____ 氏 (下町)

土地の表示 大字上稲葉 畑 1筆 56㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第4項：譲渡人_____ 氏 (下町)、譲受人_____ 氏 (下町)

土地の表示 大字上稲葉 畑 1筆 376㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第5項：譲渡人_____ 氏 (下町)、譲受人_____ 氏 (下町)

土地の表示 大字上稲葉 田 2筆 2,346㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第6項：譲渡人_____ 氏 (埼玉県)、譲受人_____ 氏 (安塚2-1)

土地の表示 大字安塚 畑 1筆 254㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第7項：譲渡人_____ 氏 (上田1)、譲受人_____ 氏 (上田1)

土地の表示 大字上田 畑 1筆 856㎡

交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第8項：譲渡人_____ 氏 (上田1)、譲受人_____ 氏 (上田1)

土地の表示 大字上田 畑 3筆 856㎡

交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第9項：譲渡人_____ 氏 (神奈川県)、譲受人_____ 氏 (新町)

土地の表示 大字壬生甲 田 1筆 899㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第10項：譲渡人_____ 氏 (東京都)、譲受人_____ 氏 (国谷1-1)

土地の表示 落合三丁目 畑 1筆 393㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第11項：譲渡人_____ 氏 (千葉県)、譲受人_____ 氏 (国谷1-1)

土地の表示 落合三丁目 畑 1筆 393㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第12項：譲渡人_____ 氏 (埼玉県)、譲受人_____ 氏 (国谷1-1)

土地の表示 落合三丁目 畑 1筆 393㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
第13項：譲渡人_____氏（東京都）、_____氏（東京都）、_____氏
（千葉県）、_____氏（埼玉県）、譲受人_____氏（国谷1-1）
土地の表示 落合三丁目 畑 1筆 393m²
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

なお、第1項から第13項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。

以上、説明いたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。

去る5月12日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。

去る5月14日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と木野内佳代子推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。
去る5月16日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第4項案件についてご報告いたします。
去る5月16日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。

いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第5項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 1番 琴寄成人 委員

- 1番 琴寄成人 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第5項案件について、ご報告いたします。
去る5月16日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 7番 大久保幸雄 委員

- 7番 大久保幸雄 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第6項案件についてご報告いたします。

去る5月14日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と大関孝男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第7項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 7番 大久保幸雄 委員

- 7番 大久保幸雄 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第7項案件についてご報告いたします。
去る5月14日に譲渡人_____氏と譲受人_____氏立ち会いのもと、私と大関孝男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第8項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 7番 大久保幸雄 委員

○7番 大久保幸雄 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第8項案件についてご報告いたします。

去る5月14日に譲渡人_____氏と譲受人_____氏立ち会いのもと、私と大関孝男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第9項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第9項案件についてご報告いたします。

去る5月10日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第10項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第10項案件についてご報告いたします。
去る5月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と川嶋敏雄推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第10項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第10項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第11項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第11項案件についてご報告いたします。
去る5月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と川嶋敏雄推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第11項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第11項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第11項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第12項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第12項案件についてご報告いたします。
去る5月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と川嶋敏雄推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第12項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第12項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第12項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第13項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第13項案件についてご報告いたします。
去る5月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と川嶋敏雄推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第13項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員

10項から13項まで、4筆とも売買前は_____さんが耕作していたのですか。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

4筆とも_____さんが管理していました。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第13項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第13項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

5月2日(水)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可申請は6件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

- 第1項：賃貸人_____氏(下野市)
賃借人_____氏(那須塩原市)
土地の表示 大字藤井 畑 1筆 1,793㎡
園芸用土採取のための賃借権設定1年
- 第2項：賃貸人_____氏(助谷2)
賃借人(有)_____代表取締役_____氏(助谷1)
土地の表示 大字助谷 畑 1筆 991㎡
園芸用土採取のための賃借権設定1年
- 第3項：譲渡人_____氏(東原)
譲受人_____氏(群馬県)
土地の表示 大字助谷 畑 1筆 1,983㎡
太陽光発電設備敷地のための所有権移転
- 第4項：賃貸人_____氏(助谷原)
賃借人(有)_____代表取締役_____氏(鹿沼市)
土地の表示 大字助谷 田 1筆 3,123㎡
園芸用土採取のための賃借権設定1年
- 第5項：譲渡人_____氏(北小林2)、_____氏(北小林2)
譲受人 社会福祉法人_____理事長_____氏(新町)
土地の表示 大字北小林 田 4筆 合計7,457㎡
保育所敷地のための所有権移転
- 第6項：譲渡人_____氏(安塚2-2)
譲受人(株)_____代表取締役_____氏(宇都宮市)
土地の表示 大字安塚 畑 1筆 65㎡
太陽光発電設備敷地のための所有権移転

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る5月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の8番 大橋好一委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、5月15日(火)に私と中川久枝委員、大久保幸雄委員、若林俊彦事務局長、堀靖久主幹の5名で調査いたしました。

最初に農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ですが、不許可の例外

規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われます。また現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ですが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われます。また現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを遵守するよう指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第二種農地ですが、農地法第4条第6項

本文・第2号に該当せず、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第一種農地であります。不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ。また現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを遵守するよう指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員

3件の契約金はどのくらいなのか。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

1項が全部で63万円、2項が35万円、4項が90万円です。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、5月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第5項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

次に第5項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第一種農地及び第三種農地が混在している申請地ではありますが、第一種農地の部分については不許可の例外規定「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で第一種農地の占める面積割合が1/3を超えていない」に該当するため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員

これは、町でやっている安塚保育園と助谷保育園が廃止になる都合によるが、この保育園はいつ頃開園になるのですか。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

来年4月1日開園予定です。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、5月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第6項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

次に第6項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第二種農地ですが、農地法第4条第6項本文・第2号に該当せず、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件につ

いては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

5月2日（水）締切の時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件については1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：貸貸人_____氏（鹿沼市）、_____氏（上田1）

賃借人_____氏（鹿沼市）

土地の表示 大字上田 畑 3筆 合計2,591.51㎡

許可日が、当初平成29年5月29日付、壬農委指令第5-62号で、許可期間が、平成29年5月29日～平成30年5月28日まで、園芸用土採取、賃借権の設定、平成31年5月28日まで許可期間を延長する申請です。

以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る5月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、8番 大橋好一委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ5月15日（火）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、園芸用土の掘削は終了しておりますが、埋戻し用の建設残土が思うように手配できず、予定通りに表土を戻し農地を復元させるまでに至らないため、平成31年5月28日まで期間延長をするものであり、事業計画変更承認基準に該当するため、現地調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」

を議題といたします。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

新規の賃借権分については、6件、19筆、面積合計17,288.91㎡

再設定の賃借権分については、1件、9筆、面積合計21,477.00㎡

所有権移転分については、4件、13筆、面積合計11,358.00㎡

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第6の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の14ページの3件がございました。内容については、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

第1項案件について、去る4月13日に、私と大橋公一推進委員で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、平成6年から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
- 議長 続いて、第2項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議長 6番 清水利通 委員
第2項案件について、去る4月13日に、私と細井秀男推進委員で現地調査をしてまいりました。
願い出のとおり、平成7年頃から雑種地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。
- 議長 続いて、第3項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議長 1番 琴寄成人 委員
第3項案件について、去る4月11日に、私と伊藤博推進委員で現地調査をしてまいりました。
願い出のとおり、昭和52年から宅地として利用していることを確認いたしましたので、ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。
- 議長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- 事務局長
報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の15～16ページの3件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の権利取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。
- 議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をいただきます。

○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「その他」について説明をお願いいたします。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

1 (有)_____による園芸用土採取の進捗状況について

○議長 ただ今説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 次に、その他の事務連絡について、事務局より説明願います。

【 事務局・・・事務連絡 】

- 1 事務局職員歓送迎会決算報告について
- 2 農業委員会活動記録簿について
- 3 平成31年度農林関係税制改正要望の提出について
- 4 栃木県農業会議主催の平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の予定
- 5 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年度第11回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時42分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

1 番 _____

2 番 _____